

29水管第1843号
平成29年8月 31日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

太平洋クロマグロに係る第3管理期間の資源管理の実施について

日頃から、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、本件については、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で合意された太平洋クロマグロの保存管理措置について、我が国においても遵守・徹底を図る観点から、平成29年6月30日付け29水管第1192号水産庁資源管理部長通知を発出したところですが、この度、第3管理期間の各漁業種類、各都道府県における配分数量が確定したことに伴い、第3管理期間の管理方針を下記のとおり改正します。

については、貴都道府県の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等への周知及び指導方をよろしくお願いします。

記

I 管理目標等について

WCPFCの保存管理措置に基づき、現在（2014（平成26）年）の親魚資源量を2024（平成36）年までに少なくとも60%以上の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とします。

II 漁獲上限について

1 WCPFCの保存管理措置に基づき、くろまぐろの漁獲上限の設定は、以下のとおりとします。また、3に示すとおり、状況の変化があった場合は、必要に応じて漁獲上限を改定するものとします。

(1) 30キログラム未満の小型魚は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量の50パーセント（8,015トン→4,007トン）から、第2管理期間の超過量（333.5トン）を差引くとともに、大型魚に振替（250トン）とした漁獲量3,423.5トンを漁獲上限とします。

(2) 30キログラム以上の大型魚は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量（4,882トン）に、小型魚から振替（250トン）とした漁獲量5,132トンを漁獲上限とします。

2 小型魚の漁業種類別の漁獲上限を次のとおりとします。

(1) 沖合漁業

- ① 大中型まき網漁業 1,500トン
- ② 近海竿釣り漁業等（近海竿釣り漁業、近海はえ縄漁業）62トン
- ③ かじき等流し網漁業（東シナ海かじき等流し網漁業及びかじき等流し網

漁業) 44 トン

(2) 沿岸漁業等(曳き縄、定置網等) 1,739.2 トン、留保枠 78.3 トン

3 大型魚の漁獲上限は、2の(1)の沖合漁業を(2)の沿岸漁業等により漁獲される数量をあわせて5,132 トンとして管理します。

4 漁獲上限に係る WCPFC の保存管理措置が変更された場合には、漁獲上限の改定を行うこととします。

このほか、くろまぐろは、全国の沿岸域において、様々な漁法・漁期により漁獲され、年により来遊状況に偏りがあることを踏まえ、来遊状況の偏りを、異なる地域や漁業種類の漁業者間で一定程度吸収することができるよう管理することが望ましいことから、地域間、漁業種類間の漁獲上限の融通について調整が整った場合には、当該融通を反映するための改正を行います。

III 各漁業の管理手法について

1 沿岸漁業

(1) 都道府県別管理を基本とし、定置網については共同管理を継続するとともに、都道府県別の漁獲上限が極めて小さくなるなどの場合は、漁船漁業等の広域管理による対応を行います。

(2) 沿岸漁業の第3管理期間は2017(平成29)年7月1日から2018(平成30)年6月30日までとします。

(3) 第3管理期間の小型魚の都道府県別・管理種類別の漁獲上限は次のとおりとします。

都道府県名	数量	漁船漁業等の広域管理	定置網の共同管理
北海道	111.81 トン	岩手県 0.1 トン	北海道 57.31 トン
青森県	256.3 トン	宮城県 1.2 トン	青森県 140.3 トン
岩手県	67.16 トン	新潟県 1.1 トン	岩手県 67.06 トン
宮城県	42.32 トン	富山県 2.6 トン	宮城県 41.12 トン
福島県	7.9 トン	福井県 1.0 トン	秋田県 8.08 トン
茨城県	15.12 トン	愛知県 0.1 トン	山形県 0.162 トン
秋田県	19.48 トン	大阪府 0.1 トン	千葉県 9.2 トン
山形県	8.762 トン	岡山県 0.1 トン	神奈川県 12.19 トン
新潟県	44.4 トン	広島県 0.06 トン	新潟県 43.3 トン
富山県	69.56 トン	香川県 0.1 トン	富山県 66.96 トン
石川県	52.64 トン	佐賀県 0.78 トン	石川県 50.34 トン
千葉県	41.2 トン	大分県 0.6 トン	福井県 16.52 トン
東京都	9.6 トン	沖縄県 0.1 トン	静岡県 4.84 トン
神奈川県	26.32 トン	合 計 7.94 トン	三重県 4.56 トン
静岡県	19.36 トン		京都府 15.48 トン
			兵庫県 0.32 トン
			和歌山県 9.1 トン

愛知県	0.1 トン		佐賀県	0.1 トン
三重県	18.72 トン		長崎県	28.9 トン
和歌山県	23.0 トン		鹿児島県	4.7 トン
大阪府	0.1 トン		合 計	580.542 トン
兵庫県	2.22 トン			
岡山県	0.1 トン			
広島県	0.06 トン			
山口県	85.1 トン			
香川県	0.1 トン			
徳島県	7.8 トン			
愛媛県	7.2 トン			
高知県	56.67 トン			
大分県	0.6 トン			
宮崎県	11.76 トン			
福井県	17.52 トン			
京都府	16.48 トン			
鳥取県	1.7 トン			
島根県	67.72 トン			
福岡県	6.1 トン			
長崎県	613.8 トン			
佐賀県	0.88 トン			
熊本県	1.36 トン			
鹿児島県	8.08 トン			
沖縄県	0.1 トン			

(注1) このほか水産庁留保分は78.3トン。

(4) 漁獲モニタリング

ア 漁獲モニタリングについては、各都道府県は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下の漁業協同組合（以下「漁協」という）分の漁獲量報告（属人で報告）を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告願います。

イ 報告頻度は、月末締めの翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とします。漁獲が積み上がった場合の頻度は都道府県計画の第5に定める報告体制により行うとともに、報告に

あたっては漁獲モニタリングシステムを活用しできる限り迅速に行うよう心がけてください。

ウ 水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、定置網の共同管理及び漁船漁業等の広域管理の別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

(5) 警報及び操業自粛要請について

ア 水産庁は、タイムラグを考慮しつつ、漁船漁業等の広域管理及び定置網の共同管理で小型魚の漁獲量が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「操業自粛要請」を関係する都道府県に対して発出しますので、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方をよろしくお願ひします。

イ 各都道府県は、タイムラグを考慮しつつ、都道府県別の数量等の7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「操業自粛要請」等を管下の漁業者団体及び漁業関係者に対して発出し、自都道府県の数量を超えないよう管理に取り組んでください。

ウ 漁獲上限の遵守には、流通加工業者や消費者等の理解も不可欠であり、アの警報等は水産庁ホームページに掲載し、イの警報等は各都道府県ホームページに掲載し、プレスリリースを行うなど情報を広く発信します。

2 大中型まき網漁業

(1) 大中型まき網漁業の小型魚の漁獲上限は1,500トンとなっており、一般社団法人全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理を行い、水産庁も確実な履行を確認します。

(2) 漁獲モニタリングについては、水揚げの度に所属漁協等が漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンター及び一般社団法人全国まき網漁業協会に報告することとし、水産庁も報告された漁獲量を隨時確認します。

(3) 水産庁は集計した漁獲状況について、水産庁ホームページに掲載します。

3 近海竿釣り漁業等

(1) 近海竿釣り漁業（指定漁業）及び近海はえ縄漁業（指定漁業）の小型魚の漁獲上限は合計で62トン、東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業）及びかじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業）の小型魚の漁獲上限は合計で44トンとなっており、漁業種類ごとに漁獲量を管理します。

(2) 漁獲モニタリングについては、小型魚・大型魚ともに

- ① 近海竿釣り漁業及び近海はえ縄漁業は、漁獲成績報告書により農林水産大臣あてに報告するとともに、漁業者団体を通じて速報値を集計します。
- ② 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、漁業者が水揚げの度に水産庁に報告します（報告様式は別途通知。）。

(3) 水産庁は集計した漁獲状況について、漁業種類ごとに漁業者団体等を通じて漁業者にフィードバックするとともに、水産庁ホームページに漁獲状況を掲載します。

IV 遊漁における資源管理の取組について

遊漁における資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととします。具体的には水産庁において漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えて頂くよう「理解と協力」を求めます。また、遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が必ずしも明らかでないことから、都道府県や釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて呼びかけを行います。

V 漁獲上限を超えた場合について

WCPFCの保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合は、超過分が翌年の漁獲上限から差し引かれることとなっています。

この規定を遵守するため、漁獲が上限を超過した都道府県又は漁業においては、翌年の漁獲上限から、超過分が差し引かれることとならざるを得ません。

水産庁ではそのような事態を極力避けるための手法を検討中ですが、いずれにしても関係者の注意深いモニタリング及び漁獲上限を遵守するための取組について、御協力をお願いします。

VI くろまぐろ型TAC試行の着実な実施と本格実施に向けて

1 これまでの第1、第2管理期間を通じた漁獲管理の課題としては、

- (1) 国際約束である漁獲上限等の遵守が必須なことに加え、今後資源評価の結果により漁獲上限等が見直される可能性があることを前提に国内管理を徹底する必要があること、
- (2) 太平洋クロマグロは多くの漁法で漁獲され漁場の偏りも大きい中で、関係者間の公平性・透明性を確保し迅速かつ確実な漁獲量の把握が必要であること、

などがあげられます。また、第2管理期間では、一部の県において、広域漁業調整委員会指示に基づく承認を得ずに操業するなど資源管理の徹底がなされていないケースや漁獲モニタリング体制における管下の漁協から都道府県への漁獲量報告が確実になされていないケースが発生しています。

2 このような状況に鑑み、我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていくため、2017（平成29）年4月に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正を行い、太平洋クロマグロをTAC（漁獲可能量）制度の対象に追加しました。第4管理期間が始まる平成30年からのTAC管理開始を目指し、国の基本計画等の作成手続きを進めます。

VII 國際的な管理への対応について

2016（平成28）年12月に開催されたWCPFC年次会合において、2030（平成42）年までの次期中間目標を2017（平成29）年の北小委員会で作成すること、そのために必要となる科学的な検討を行い、その結果を議論するための関係者会合を2017（平成29）年度当初に日本で開催することが決定されました。

これに加え、WCPFCから北小委員会に対し、2017（平成29）年の年次会合での採択を目指して、

- (1) 遅くとも2034（平成46）年までに初期資源量（注）の20%まで資源を回復させる保存管理措置
- (2) 「緊急ルール」（加入量の著しい低下が発生した場合に緊急的に発動する措置）

を策定すべきとの示唆を十分に考慮するよう要請がありました。

（注）初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつて、それだけの資源があったということを意味するものではない。

こうしたWCPFCの保存管理措置を基に、国の水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会等の御意見を伺いながら、我が国としての検討を進めます。